

募集要項等に係る第2回質問に対する回答

■要求水準書 添付資料

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	添付資料	資料1 事業用地位置図									雨水排水については、場内全浸透の指示となっておりますが、現地透水試験結果はございますか。また、現地盤が浸透に不適合の場合、許容放流量のみオーバーフロー管による用水路への放流は可能ですか。	前段について、市が把握しているデータはすべて公表済みです。後段について、許容放流量は原則ゼロです。
2	添付資料	資料1 事業用地位置図									都計法は不要とのことですが、道路付替や水路等の公共施設手続きについては、事前協議(各課協議)にて、公共施設管理者との協議は完了となりますか。もしくは別途、都計法第32条公共施設管理者との同意協議が必要となりますか。	都市計画法第32条の規定に基づく同意書の提出は求めませんが、関係各課等との協議は適切に実施してください。
3	添付資料	資料1 事業用地位置図									道路・水路の付替・払下げの手続きは、事前協議内で進められますか。先行で付替・払下げ手続きを優先し、その後事前協議となりますか。また、手続きに際して議会承認(範囲変更)は必要となりますか。「手続きスケジュールの確認」	前段について、本市管理課と事前協議を行い承認を受けたら道路・水路の付替え工事を実施し、工事完了後に所管替えの手続きを行います。後段について、議会承認は不要と認識しています。
4	添付資料	資料1 事業用地位置図									北側道路の道路拡幅に際して、拡幅道路及び現道接続部での路面標示や標識設置についての交差点協議(県警協議)は発生しますか。	交差点協議の要否は計画図等作成後に熊谷警察署に確認する必要があります。
5	添付資料	資料1 事業用地位置図									今回の手続きにて農地転用は発生するが、1工区2工区は「農振農用地」ではないとして宜しいですか。	農転許可は不要ですが、農地から宅地への地目変更手続きが必要です。第1工区は農振農用地が含まれますが、新センター整備後に農振除外を行うことで埼玉県及び本市の担当課に確認しています。
6	添付資料	資料2 事業用地現況測量図									第2工区の北側から鉄骨を搬入する際に、第2工区の北東側の空地(熊谷市代字八幡1354-3、1354-6、1354-5)を使用しても宜しいでしょうか。	当該敷地は市有地ではないため、利用したい場合は土地所有者と協議してください。

No.	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a		
7	添付資料	資料8 想定献立								献立の使用食材及び分量は公表していただきましたが、切裁方法や下茹での有無、食材の投入順等については提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	資料8-3献立指示書No.4～6に調理方法を追記して改訂版として公表しますので参照ください。
8	添付資料	資料8-2 新センター想定 献立案								作業動線図・工程表を示す内容ですが、添付資料8-2新センター想定献立No.4、No.5、No.6とすると回答いただきましたが、No.4、No.5、No.6の(小学校1・小学校2・中学校)割り振りはどのようになりますか？ また、食数は要求水準P7の(7)配送対象校の提供食数推計、「表1-3配送対象校の提供食数推計」令和10年より推測し、 小学校1→4,045食程度 小学校2→4,045食程度 中学校 →4,905食程度 で、よいでしょうか？	前段について、No.4:小学校A、No.5:小学校B、No.6:中学校を想定しています。 後段について、指示書の人数は令和10年の人数に予備2食分/校を足した数です。
9	添付資料	資料8-2 新センター想定 献立案								献立5の「大豆のカリカリ揚げ」で使用する冷凍蒸し大豆は、冷凍状態のまま粉付けをして揚げる想定でしょうか？	冷凍に片栗粉をつけます。
10	添付資料	資料8-3 献立指示書								調理指示書に釜数が記載されているが、この釜数で調理計画を立てた方が良いのか？ 提案の釜の大きさ・数量を考慮して、または献立の特徴によって、釜数を増減させても良いのか？	釜数の増減は可とします。
11	添付資料	資料8-3 献立指示書								下茹で等の調理指示は「調理業務指示書」にない場合は提案でよろしいでしょうか？	No.7の回答を参照ください。
12	添付資料	資料10-1 配送対象校の配 膳室の改修内容								各校の改修内容において、妻沼西小、大里中、妻沼東中、妻沼西中の4校は消毒保管庫撤去により現給食室内も活用可とあります。活用可の意味合いをご教示願います。	給食室と配膳室を隔てる壁に設置されている消毒保管庫や棚を撤去して空間的に一体として利用できる状態とするのであれば、現給食室内も配膳室として活用してよいという意味です。

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a			
13	添付資料	資料16 事業者に求める 残食計量・回収に ついて									要求水準書添付資料に関する質問への回答NO15で「牛乳の飲み残しはセンター内で処分します。」とのことですが、飲み残り牛乳の1日あたりの容量(L数)をご教授願います。	現在は2校(熊谷東小学校と吉岡中学校)を除き食べ残しと混ぜて回収しているため、全市での飲み残り牛乳の量に関するデータはありません。熊谷東小は、6月6日は612本(126.1kg)提供し、未開封を含む飲み残し量が14.1kg、6月9日は607本(125.0kg)提供し、未開封を含む飲み残し量が15.1kgでした。また、吉岡中は、6月10日は143本(36.8kg)提供し、未開封を含む飲み残し量が4.0kg、6月11日は145本(37.3kg)提供し、未開封を含む飲み残し量が5.0kgでした。なお、学校ごとに残菜率の差があることが想定されるので、余裕をもった排水処理施設の計画としてください。
14	添付資料	資料20 水路付替え 計画図									「計画に基づき、新水路敷及び新道路敷を確定し、学校給食センターの敷地境界を明示すること。」とありますが、計画敷地の敷地境界は市で決めていただけないでしょうか。	5月14日公表の要求水準書 添付資料に関する質問No.18への回答を参照ください。
15	添付資料	資料20.1 水路付替え 計画図									水路付替え計画図で示された新水路敷の計画と異なる設計提案は可能でしょうか。(資料1a事業用地位置図に示されていた北西部の水色部分)	不可です。付替え水路は資料20.1水路付替え計画図に示した新水路敷に概ね収まるよう計画してください。なお、水路の屈曲点の数を変更することは可能です。
16	添付資料	資料20.1 水路付替え 計画図									資料1a事業用地位置図に示されていた北西部の水色部分と同様の新水路敷が可能な場合、計画敷地と新水路敷を跨いで飛び地が発生します。この飛び地部分は、アスファルト舗装等の整備は必要でしょうか。	No.15の回答を参照ください。